

平成十一年法律第二百四十七号

無差別大量殺人行為を行つた団体の規制に関する法律

目次

- 第一条 総則（第一条—第四条）
 第二章 規制措置（第五条—第十二条）
 第三章 規制措置の手続（第十二条—第二十八条）
 第四章 調査（第二十九条—第三十条）
 第五章 雜則（第三十一条—第三十七条）
 第六章 罰則（第三十八条—第四十三条）
 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、団体の活動として役職員（代表者、主幹者その他のいかなる名称であるかを問わず当該団体の事務に従事する者をいう。以下同じ。）又は構成員が、例えばサリンを使用するなどして、無差別大量殺人行為を行つた団体につき、その活動状況を明らかにし又は当該行為の再発を防止するために必要な規制措置を定め、もつて国民の生活の平穏を含む公共の安全の確保に寄与することを目的とする。

（この法律の解釈適用）

第二条 この法律は、国民の基本的人権に重大な関係を有するものであるから、公共の安全の確保のために必要な最小限度においてのみ適用すべきであつて、いやしくもこれを拡張して解釈（規制の基準）

第三条 この法律による規制及び規制のための調査は、第一条に規定する目的を達成するために必要な最小限度においてのみ行うべきであつて、いやしくも権限を逸脱して、思想、信教、集会、結社、表現及び学問の自由並びに労働者の団結し、及び団体活動をする権利その他日本国憲法の保障する国民の自由と権利を、不正に制限するようなことがあつてはならない。

第四条 この法律において「無差別大量殺人行為」とは、破壊活動防止法（昭和二十七年法律第二百四十号）第四条第一項第二号へに掲げる暴力主義的破壊活動であつて、不特定かつ多数

の者を殺害し、又はその実行に着手してこれを遂げないもの（この法律の施行の日から起算して十年以前にその行為が終わつたものを除く。）をいう。

この法律において「団体」とは、特定の共同組織を行つた団体の連合体をいう。ただし、ある団体の支部、分会その他の下部組織も、この要件に該当する場合には、これに対して、この法律による規制を行うことができるものとする。

第二章 規制措置

（観察処分）

第五条 公安審査委員会は、その団体の役職員又は構成員が当該団体の活動として無差別大量殺人行為を行つた団体が、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当し、その活動状況を継続して明らかにする必要があると認められる場合には、当該団体に対し、三年を超えない期間を定めて、公安調査官の観察に付する処分を行うことができる。

一 当該無差別大量殺人行為の首謀者が当該団体の活動に影響力を有していること。

二 当該無差別大量殺人行為に関与した者の全部又は一部又は一部が当該団体の役職員又は構成員であること。

三 当該無差別大量殺人行為が行われた時に当該団体の役員（団体の意思決定に関与し得る者であつて、当該団体の事務に従事するもの）をいう。以下同じ。）であつた者の全部又は一部が当該団体の役員であること。

四 当該団体が殺人を明示的に又は暗示的に勧める綱領を保持していること。

五 前各号に掲げるもののほか、当該団体に無差別大量殺人行為に及ぶ危険性があると認められるに足りる事実があること。

六 その他の第一項の処分に際し公安審査委員会が特に必要と認める事項

四 公安審査委員会は、第一項の処分を受けた団体が同項各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合であつて、引き続き当該団体の活動状況を継続して明らかにする必要があると認められるときは、その期間を更新することができる。

五 第三項の規定は、前項の規定により期間が更新された場合について準用する。この場合において、第三項中「当該処分が効力を生じた日から」とあるのは、「期間が更新された日から」と読み替えるものとする。

六 公安調査官は、第二項の規定又は第三項（前項において準用する場合を含む。）の規定による報告を受けたときは、その内容を速やかに文書で警察庁長官に通報するものとする。

（観察処分の取消し）

第六条 公安審査委員会は、前条第一項又は第四項の処分について、当該団体の活動状況を継続して明らかにする必要がなくなったと認められるとときは、これを取り消さなければならない。

二 前条第一項又は第四項の処分を受けた団体は、公安審査委員会に対し、前項の規定による

模及び用途

三 当該処分が効力を生じた日における当該団体の活動の用に供されている建物の所在、地

積及び用途

三 当該処分が効力を生じた日における当該団体の活動の用に供されている建物の所在、規

四 当該処分が効力を生じた日における当該団体の資産及び負債のうち政令で定めるもの

五 その他前項の処分に際し公安審査委員会が特に必要と認める事項

一 第一項の処分を受けた団体は、政令で定めるところにより、当該処分が効力を生じた日からその効力を失う日の前日までの期間を三月ごとに区分した各期間（最後に三月末満の区分した期間が生じた場合は、その期間とする。以下この項において同じ。）ごとに、当該各期間の経過後十五日以内に次に掲げる事項を、公安調査官に報告しなければならない。

二 公安調査官は、第五条第一項又は第四項の処分を受けている団体の活動状況を明らかに区分した各期間（最後に三月末満の区分した期間が生じた場合は、その期間とする。以下この項において同じ。）ごとに、当該各期間の経過後十五日以内に次に掲げる事項を、公安調査官に立ち入らせ、設備、帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。

三 前項の規定により立入検査をする公安調査官は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

四 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

五 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

六 その他の第一項の処分に際し公安審査委員会が特に必要と認める事項

四 公安審査委員会は、第一項の処分を受けた団体が同項各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合であつて、引き続き当該団体の活動状況を継続して明らかにする必要があると認められるときは、その期間を更新することができる。

五 第三項の規定は、前項の規定により期間が更新された場合について準用する。この場合において、第三項中「当該処分が効力を生じた日から」とあるのは、「期間が更新された日から」と読み替えるものとする。

六 公安調査官は、第二項の規定又は第三項（前項において準用する場合を含む。）の規定による報告を受けたときは、その内容を速やかに文書で警察庁長官に通報するものとする。

（観察処分の取消し）

第六条 公安審査委員会は、前条第一項又は第四項の処分について、当該団体の活動状況を継続して明らかにする必要がなくなったと認められるとときは、これを取り消さなければならない。

二 前条第一項又は第四項の処分を受けた団体は、公安審査委員会に対し、前項の規定による

模及び用途

三 当該団体の役職員又は構成員が、団体の活

動として、人を略取し若しくは略取しようとするとき又は人を誘拐し若しくは誘拐しようとしているとき

四 当該団体の役職員又は構成員が、団体の活

動として、人を監禁し又は監禁しようとしているとき

の原材料若しくは銃砲若しくはその部品を保有し若しくは保有しようとしているとき又はこれらの製造に用いられる設備を保有し若しくは保有しようとしているとき。

五 当該団体の役職員又は構成員が、団体の活動として、当該団体に加入することを強要し若しくは強要しようとしているとき又は当該団体からの脱退を妨害し若しくは妨害しようとしているとき。

六 当該団体の役職員又は構成員が、団体の活動として、殺人を明示的に又は暗示的に勧める綱領に従つて役職員又は構成員に対する指導を行ひ又は行おうとしているとき。

七 当該団体の役職員又は構成員が、団体の活動として、構成員の総数又は土地、建物、設備その他資産を急激に増加させ又は増加させようとしているとき。

八 前各号に掲げるもののほか、当該団体の無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の増大を防止する必要があるとき。

九 前項の規定により行うことができる処分は、一いかなる名義をもつてするかを問わず、土地又は建物を新たに取得し又は借り受けることを、地域を特定して、又は特定しないで禁止すること。

二 当該団体が所有し又は管理する特定の土地又は建物（専ら居住の用に供しているものを除く。）の全部又は一部の使用を禁止すること。

三 当該無差別大量殺人行為に関与した者又は当該団体の役員であった者（以下「当該無差別大量殺人行為の関与者等」という。）に、当該団体の活動の用に供されている土地又は建物において、当該団体の活動の全部又は一部に参加させ又は従事させることを禁止すること。

四 当該団体に加入することを強要し、若しくは勧誘し、又は当該団体からの脱退を妨害することを禁止すること。

五 金品その他の財産上の利益の贈与を受けることを禁止し、又は制限すること。

（役職員又は構成員等の禁止行為）

第九条 前条に規定する処分を受けている団体の役職員又は構成員は、団体の活動として、当該処分に違反する行為をしてはならない。

2 前条に規定する処分を受けている団体の役員又は構成員は、当該処分が効力を生じた後は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

一 当該団体が前条第二項第一号に掲げる処分を受けた場合にあっては、いかなる名義をもつてするかを問わず、当該処分により取得し又は借り受けることが禁止された土地又は建物を当該団体の用に供する目的で取得し又は借り受けること。

二 当該団体が前条第二項第二号に掲げる処分を受けた場合にあっては、当該団体の用に供する目的で当該処分により使用を禁止された土地又は建物を使用すること。

三 当該団体が前条第二項第三号に掲げる処分を受けた場合にあっては、当該無差別大量殺人行為の関与者等に、当該処分により参加させ又は従事させることを禁止された当該団体の活動に参加させ又は従事させること。

四 当該団体が前条第二項第四号に掲げる処分を受けた場合にあっては、当該処分により禁止された団体への加入を強要すること若しくは勧誘すること又は当該団体から脱退する行為を妨害すること。

五 当該団体が前条第二項第五号に掲げる処分を受けた場合にあっては、当該団体の利益を図る目的で、当該処分により贈与を受けることが禁止された金品その他の財産上の利益を贈与の目的として受け取ること。

六 警察庁長官は、必要があると認められるときは、公安調査庁長官に対し、第五条第一項若しくは第四項又は第八条の処分を請求することができる旨の意見を述べることができる。（観察処分に係る団体の所有又は管理する土地・建物に関する書面の提出）

第七条 公安調査庁長官は、公安審査委員会規則で定めるところにより、第五条第一項又は第四項の処分を請求するとき又はその後において、当該処分に係る団体が所有し又は管理すると認める土地又は建物について、これを特定するに足りる事項を記載した書面を公安審査委員会に提出しなければならない。（立入検査等）

第八条 警察庁長官は、第十二条第二項前段の処分について、当該処分に基づく禁止又は制限をする必要がなくなったと認められるときは、（再発防止処分の取消し）

2 第十条 公安審査委員会は、第八条の規定による処分について、当該処分に基づく禁止又は制限をする必要がなくなったと認められるときは、（再発防止処分の取消し）

第十一条 公安審査委員会は、第八条の規定による処分について、当該処分に基づく禁止又は制限をする必要がなくなったと認められるときは、（再発防止処分の取消し）

第十二条 第五条第一項及び第八条の処分は、公安調査庁長官の請求があつた場合にのみ行う。第五条第四項の処分についても、同様とする。

第十三条 公安調査庁長官は、前項の処分を請求しようとするときは、あらかじめ、警察庁長官の意見を聴くものとする。

第十四条 警察庁長官は、必要があると認められるときは、公安調査庁長官に対し、第五条第一項又は第四項の処分を請求するとき又はその後において、当該処分に係る団体が所有し又は管理すると認める土地又は建物について、これを特定するに足りる事項を記載した書面を公安審査委員会に提出しなければならない。（立入検査等）

第十五条 第十二条第一項前段の処分の請求は、次に掲げる事項その他公安審査委員会規則で定める事項を記載した請求書（以下「処分請求書」という。）を公安審査委員会に提出して行わなければならない。

（処分の請求の方式）

第十六条 公安審査委員会は、第十二条第一項前段の処分の請求があつたときは、公開による意見聴取を行わなければならない。ただし、個人の秘密の保護のためやむを得ないと認めるときは、これを公開しないことができる。（意見聴取）

第十七条 公安審査委員会は、前条の意見聴取を行つた場合は、あらかじめ、意見聴取を行つ期日及び場所を定め、その期日の七日前までに、当該団体に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

止する処分をしたときは、当該土地の所在する場所又は当該建物の出入口の見やすい場所に、当該団体が当該土地又は建物について同号の処分を受けている旨を告知する公安審査委員会規則で定める標章を掲示するものとする。

2 公安審査委員会は、前項の規定により標章を掲示した場合において、第八条第一項の規定に基づいて定められた期限が経過したとき又は前条の規定により当該処分を取り消したときは、当該処分を取り除かなければならない。

3 何人も、第一項の規定により掲示した標章を損壊し、又は汚損してはならず、また、当該標章を掲示した土地若しくは建物に係る第八条第六項の規定に基づいて定められた期限が経過した後又は前条の規定により当該処分が取り消された後でなければ、これを取り除いてはならない。

4 第二項の規定により立入検査をする都道府県警の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5 警察本部長は、第二項の規定による立入検査をさせたときは、その結果を速やかに文書で警察庁長官に報告しなければならない。

6 警察庁長官は、前項の報告を受けたときは、その内容を速やかに文書で公安調査庁長官に通報するものとする。

7 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（処分の請求の方式）

第十五条 第十二条第一項前段の処分の請求は、次に掲げる事項その他公安審査委員会規則で定める事項を記載した請求書（以下「処分請求書」という。）を公安審査委員会に提出して行わなければならない。

（処分の請求の方式）

二 請求の原因となる事実

2 処分請求書には、請求の原因となる事実を証すべき証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を添付しなければならない。（意見聴取）

第十六条 公安審査委員会は、第十二条第一項前段の処分の請求があつたときは、公開による意見聴取を行わなければならない。ただし、個人の秘密の保護のためやむを得ないと認めるときは、これを公開しないことができる。（意見聴取）

第十七条 公安審査委員会は、前条の意見聴取を行つた場合は、あらかじめ、意見聴取を行つ期日及び場所を定め、その期日の七日前までに、当該団体に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 公安調査庁長官の請求に係る処分の内容及び根拠となる法令の条項	二 請求の原因となる事実
三 意見聴取の期日及び場所	
2 前項の通知は、官報で公示して行う。この場合においては、公示した日から七日を経過した時に、当該通知が当該団体に到達したものとなす。	
3 当該団体の代表者又は主幹者の住所又は居所が知れているときは、前項の規定による公示のほか、これに通知書を送付しなければならない。	
(代理人)	
第十八条 前条第一項の通知を受けた団体（同条第二項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる団体を含む。）は、代理人を選任することができる。	
2 代理人は、各自、当該団体のために、意見聴取に関する一切の行為をすることができる。	
(意見聴取の指揮)	
第十九条 意見聴取は、公安審査委員会が指名する公安審査委員会の委員長又は委員（以下「指名委員等」という。）が指揮する。	
2 指名委員等は、意見聴取の期日の冒頭において、公安調査庁の職員に、請求に係る処分の内容及び根拠となる法令の条項並びに請求の原因となる事實を意見聴取の期日に出頭した者に対して説明せなければならない。	
3 指名委員等は、意見聴取の手続を妨げる行為をした者に退去を命ずることができる。	
(意見の陳述及び証拠書類等の提出等)	
第二十条 当該団体の役職員、構成員及び代理人は、五人以内に限り意見聴取の期日に出頭して、当該処分を行うことについて意見を述べ、証拠書類等を提出することができる。	
2 当該団体の役職員、構成員及び代理人は、指名委員等の許可を得て公安調査庁の職員に対し質問を発することができる。	
3 当該団体の役職員、構成員及び代理人は、意見聴取の期日への出頭に代えて、公安審査委員会に対し、意見聴取の期日までに陳述書及び証拠書類等を提出することができる。	
(意見聴取の終結)	
第二十一条 指名委員等は、当該団体の役職員、構成員及び代理人の全部又は一部が正当な理由なく意見聴取の期日に出頭せず、かつ、前条第三項に規定する陳述書又は証拠書類等を提出しない場合に於けるものとする。	

3 第二十二条 公安審査委員会は、公安調査庁長官が提出した処分請求書及び証拠書類等並びに当該団体の意見及び当該団体が提出した証拠書類等につき審査を遂げた上、次の区分に従い決定をしなければならない。	2 処分の請求が理由がないときは、これを棄却する決定
2 指名委員等は、意見聴取の期日の冒頭において、公安調査庁の職員に、請求に係る処分の内容及び根拠となる法令の条項並びに請求の原因となる事實を意見聴取の期日に出頭した者に対して説明せなければならない。	3 処分の請求が不適法であるときは、これを却下する決定
3 指名委員等は、意見聴取の手続を妨げる行為をした者に退去を命ずることができる。	二 処分の請求が理由がないときは、これを棄却する決定
(決定の方式)	
第二十三条 前条第一項の決定は、文書をもつて行い、かつ、理由を付して、委員長及び決定に関与した委員がこれに署名押印をしなければならない。	二 更新の理由となる事実
(決定の通知及び公示)	
第二十四条 第二十二条第一項の決定は、公安調査庁長官及び当該団体に通知しなければならない。	三 陳述書の提出先及び提出期限
2 前項の通知は、公安調査庁長官及び当該団体に決定書の謄本を送付して行う。ただし、当該団体に代理人がある場合には、当該団体に代えて代理人に決定書の謄本を送付することができる。	4 第二十九条 公安調査官は、この法律による規制に關し、第三条に規定する基準の範囲内において、必要な調査（第七条第一項の規定による調査を含む。次条において同じ。）をすることができる。

5 第二十五条 第二十二条第一項の決定は、公安調査官の調査について、前条に規定する基準の範囲内において、必要な調査（第七条第一項の規定による調査を含む。次条において同じ。）をすることができる。	2 処分の取消しの決定は、前項において準用する第二十四条第三項の規定により、官報で公示されたときに効力を生じる。
第二十六条 公安調査庁長官は、更新の理由となる事実その他公安審査委員会規則で定める事項を記載した請求書（以下この条において「更新請求書」という。）を公安審査委員会に提出して行わなければならない。	二 処分を行う決定 前条第三項の規定により官報で公示した時
2 第二十七条 第二十三条及び二十四条の規定は、処分の取消しの決定について準用する。この各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定めた時に、それぞれその効力を生ずる。	(観察処分の期間の更新の手続)
3 第二十八条 この章に規定するものを除くほか、処分の取消しの決定は、前項において準用する第二十四条第三項の規定により、官報で公示されたときに効力を生じる。	二 処分を行う決定 前条第三項の規定により官報で公示した時
(決定の効力発生時期)	

6 第二十九条 公安調査官は、この法律による規制に關し、第三条に規定する基準の範囲内において、必要な調査（第七条第一項の規定による調査を含む。次条において同じ。）をすることができる。	2 処分の取消しの決定は、前項において準用する第二十四条第三項の規定により、官報で公示されたときに効力を生じる。
第二十条 第二十二条第一項の決定は、公安調査官の調査について、前条に規定する基準の範囲内において、必要な調査（第七条第一項の規定による調査を含む。次条において同じ。）をすることができる。	二 処分の取消しの決定は、前項において準用する第二十四条第三項の規定により、官報で公示されたときに効力を生じる。
2 第三十一条 政府は、毎年一回、国会に対し、この法律の施行状況を報告しなければならない。	二 処分の取消しの決定は、前項において準用する第二十四条第三項の規定により、官報で公示されたときに効力を生じる。
(調査結果の提供)	
第三十二条 公安調査官は、関係都道府県又は関係市町村（特別区を含む。）の長から請求があったときは、当該請求を行った者に対して、個人の秘密又は公共の安全を害するおそれがあると認める事項を除き、第五条の処分に基づく調査の結果を提供することができる。	二 処分の取消しの決定は、前項において準用する第二十四条第三項の規定により、官報で公示されたときに効力を生じる。
(行政手続法の適用除外)	
第三十三条 公安審査委員会がこの法律の規定に基づいてする処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章及び第四章の二の規定は、適用しない。	二 処分の取消しの決定は、前項において準用する第二十四条第三項の規定により、官報で公示されたときに効力を生じる。
(審査請求の制限)	
第三十四条 公安審査委員会がこの法律の規定に基づいてした処分については、審査請求をすることができない。	二 処分の取消しの決定は、前項において準用する第二十四条第三項の規定により、官報で公示されたときに効力を生じる。

